

実務研究

日本税務会計学会
平成22年3月 月次研究会



北村 恵 [本所]

納税者番号制度の検討 ～社会保障・税に関わる番号制度とは～

I はじめに

昨年の政権交代を機に、「社会保障・税に関わる番号制度」が実現化に向けて検討されている。本稿では、納税者番号制

II 納税者番号制度とは

納税者番号制度とは、納税者一人ひとりに付番し、納税者の税に関する記録を一括管理する仕組みである。本制度の目的は、納税者の所得や資産を的確かつ効率的に把握し、これによって課税の公平を確保しようとするものである。社会保障との問題は別として、納税のみに限定された納税者番号制度の導入に

III 社会保障・税に関わる番号制度

(1) 民主党の政策
民主党では、1998年の基本政策において、消費税のインボイス制導入とからめて納税者番号制度の導

大綱に出てくる「歳入庁」構想が登場した。

「所得捕捉を公平に行い、かつ的確な年金給付を担保するために、税及び年金保険料徴収と年金給付に

共通の付番制度を導入します。併せて国税庁と社会保障庁(注2)を統合し、歳入庁(仮称)を創設します。」

政権交代後、2009年9月に設置された内閣国家戦略室にて、「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」と題して各大臣等による各種検討が行われており、2010年6月15日現在ですでに5回の検討会が開催されている。

今後の道筋として、同党では2011年通常国会に関連法案を提出し、2013年に新番号制度を導入し、2014年1月の利用開始を目指すものとしている。

(2) メリット・デメリット
(イ) メリット

社会保障・税に関わる番号制度のメリットは、各種資料の名寄せ・突合の効率

が入を謳っていた。その後、2004年の政策では、昨年7月に公表された民主党政策集「INDEX2009」や平成22年度税制改正

所得に基づく社会保障料の負担額決定や年金の納付・給付管理、年金未納者に対する督促といった利点が考えられる。

また、本制度とセットで論じられている、給付付き税額控除の導入も実現性が高まると思われる。給付付き税額控除は、税額控除と社会保障給付を組み合わせた制度で、勤労所得のある世帯に対しては税額控除(減税)し、低所得世帯に

対しては給付するという制度である。諸外国の例をみると納税者番号がなければ必ずしも給付付き税額控除が執行できないというわけ

ではなく、イギリスやフランスでは社会保障番号、国民保険番号という類似番号の利用により執行がなされているが、いずれにしても世帯単位での正確な所得捕捉を行う必要がある。

一方、デメリットは、コストにかかる問題やプライバシー・セキュリティに関する問題等、実施へ向けて課題が山積みなことである。また、すべての取引を付番の範囲に含めることは不可能なため、取引範囲にも

相当な検討が必要とされる。ここで、諸外国の例を紹介する。諸外国では税務面で利用されている番号制度

は、大きく分けて3つである。

①アメリカ・カナダ方式：社会保障番号を活用する方式

②北欧方式：全ての国民に出生の機会に付番した統一コード番号(住民登録番号)を

税務その他の行政分野にて活用する方式

③イタリヤ方式(オーストラリア方式)：課税庁が納税申告書などを提出する者に対して付与した税務番号を活用する方式

コストについては、①アメリカ方式の初期費用が1660億円以上、運営費は1年間400億円以上、②

北歐方式初期費用が1340億円、運営費用は1年間360～400億円以上という政府税制調査会平成4

年の試算データがある。なお、③については、コストの割に効果が少ないという理由で試算はされていない。ただ、コストについては

え、慎重に検討する必要がある。

(3) 社会保障・税に関わる番号制度の取引の範囲

社会保障・税に関わる番号制度の対象となる取引等については、従来、納税者番号で議論されてきたような利子・配当等にかかる金融取引のほか、給与・報酬の支払い、不動産の売買などが想定される。

諸外国の例を挙げると、アメリカでは一定額以上の国内送金、預金の入出金、海外送金、海外資産等について、オーストラリアやフランスは預貯金口座開設に際して、イギリスでは株式保有に際して税務当局へ資料提出が義務付けられているという。

我が国では近年、金融所得課税と関連して納税者番号制度の議論がなされてきた。金融所得課税とは、利子所得、配当所得、株式の譲渡所得について、これらの所得間で損益通算を行うことを指すが、各所得の正確な補足が必要となるため

番号制度は非常に適している。しかし、株式等の取得の把握ができないという点で同制度の限界を指摘する声もある。

また、給与所得者について番号制度が適用された場合、給与所得者自身による

確定申告の際の利便性が向上するという意見もある。

これは申告納税制度の本旨に沿って、給与所得者自身による確定申告制度へ移行すべきという長期的な考えに基づき意見である。

事業所得についてはすべての取引に付番し、課税資

本制度の問題は、細かい議論はきりが無いものの、以下に大別されるのではないかと。① 番号制度の付番方法

② 番号制度の取引の範囲

③ セキュリティ対策、プライバシー保護

④ 番号制度にかかるシステム構築や運営コスト

料を作成することは現実的には取引量と事務作業量から考えると困難であろう。

法人取引に対しての付番も同様である。しかし、例えば一定額以上の取引を番号制度の対象とすることによって、牽制効果が期待できるといった意見もある。

号制度は、納税だけではなく社会保障の不公平な給付・受給を排除し「国民の権利を守る」と強調されているため、かつての国民総背番号制に比べるとそれほど世論の反発もない印象を受ける。しかし、真を返せば

国民の関心が低いともいえるため、「導入ありき」ではなく、「多大な費用をかけてまで導入すべきか、②の取引の付番の範囲の問題とともに、導入そのものについても相当な議論をすべきであると思われる。国民が本制度の理解を深めることも必要だと思われるため、その意味では、納税者権利憲章の制定後において本制度導入を検討しても遅くないのではないかと考える。

(注1) 税務弘報2010年1月号20頁鼎談における山本守之氏の指摘

(注2) 現在の日本年金機構